

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年11月10日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和7年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年11月10日(月)午後1時30分から午後3時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受けて間契約)に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(所有者・機構間売買)に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	7番 山田 裕子
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員(1人)

6番 古田 圭輔

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 澤田 一臣

事務局職員 村上 学

事務局職員 齊藤 達也

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字妙見1467番 外2筆

地目：田

面積：計2,610㎡

申請理由については、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を令和7年10月29日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

-説明-

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で認定農業者です。取得後は水稲またはスイートコーンを作付けする計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、認定農業者として農地を管理されることから取得後年間150日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は他の農業者が農業を担う者として策定されており、今後地域計画の変更を検討することになります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の

確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。
以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番推進委員 議案第1号の番号1について2番推進委員が報告します。
申請者は本町在住の個人で、水稻やスイートコーン、栗等を作付けされており、町の認定農業者にもなっておられます。
農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われしますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

◎議長 ありがとうございます。
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。

◆3番委員 対象の農地は今まで譲受人が耕作していたのか。

■事務局 譲受人とは別の方が農地を借りて耕作されていました。

◎議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字上中野5448番1 外6筆

地目：田

面積：計8,831㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を令和7年10月29日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

-説明-

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町に本拠地を置く法人で認定農業者です。取得後は飼料用米を作付けする計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、認定農業者として農地を管理されることから取得後年間250日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、現在の地域計画で、今回の申請農地は今回の譲受人が農業を担う者として策定されており、今後地域計画の変更は必要ありません。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ところで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員 議案第1号の番号2について8番推進委員が報告します。
申請者は本町在住の法人で、認定農業者です。法人として肥育牛用の飼料を作付け・生産されており、生産された飼料は個人で肥育している牛用として使用されています。
農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

◎議長 ありがとうございます。
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めまます。

何かありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

なお、次の議題では農業委員会会議規則第10条の規定により、4番委員につきましては議事への参加ができませんので、本議案の審議中は退室をお願いします。

～4番委員 退室～

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：馬場楠字森ノ上596番1 外2筆

地 目：畑

転用面積：計4,104㎡

転用目的は、特定建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を10月29日に実施しております。
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定である住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接

続して設置されるものに該当するため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆ 1 番委員 議案第 2 号の番号 1 について 1 番委員が説明します。
申請者は熊本市に本拠地を有する法人で、建設業を中心に経営しています。
申請地周辺は近年宅地化が進んでおり、今回の転用で東側に農地が残ることとなります。現地調査の際に、残る農地への進入路を確保することや、排水等が流れ込むことがないように要請・確認をしておりますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9 番委員 申請地の周辺で同じ用途の転用申請が複数あったと思うが、今回の転用者と今までの転用者は関係性があるのか。

■事務局 関係性については把握していません。

◆ 3 番委員 申請地に接道している道路は拡幅されるのか。

■事務局 道路は拡幅され、6 m 以上の幅になる予定です。

◎議 長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

それでは、4 番委員の入室を求めます。

～ 4 番委員 入室～

次に、「議案第 3 号事業計画変更承認について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書 4 ページの議案第 3 号番号 1 について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。
変更されるのは転用目的のみで、その他の項目は変更ありません。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

本農地は現在、転用者が周辺工場の建設工事に従事する作業員用の駐車場として一時転用許可を受けているものですが、工場建設地内に作業員休憩所を整備するスペースが確保できず、約6,000人規模の作業員休憩所を確保するには、本敷地を活用することが必要となったため、計画の変更を申請されています。

本申請により、完了予定日の変更はありません。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員

議案第3号番号1について4番委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を置く法人で、不動産業を中心に営んでいます。

今回の申請地は令和7年9月5日に駐車場の用途で許可されていますが、今回の変更で3階建ての作業員休憩所が整備されたとしても、周辺に農地は残っていないため、影響はないと思います。工事現場付近で作業員用休憩所を整備することは交通渋滞の緩和や作業員の事故防止上やむを得ないものかと思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 7 番推進委員

汚水や生活排水の処理はどのようにする計画か。

■事務局

公共下水道に接続する計画です。

◆ 9 番委員

休憩所は3階建てのため撤去等は簡単ではないと思うが、農地への復旧計画はどのようになっているのか。

■事務局

休憩所は仮設の建物になっており、転用期間終了後は別の現場で使用する計画になっています。現時点で復旧計画は問題ないと判断しています。

◎議 長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第3号番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より、令和7年10月30日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書の5ページから21ページをご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社(農地中間管理機構)となっており、案件は31件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の22ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」

以上です。

◎議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の23ページをお願いします。「農地改良届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地は議案書に記載のとおりです。法的な届出義務があるものではありませんが、ご報告します。場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」以上です。

◎議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後3時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年11月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人